

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 2 4 回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理審議会		
事務局 (担当課)	麻溝台・新磯野地区整備事務所 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 5 4 (直通)		
開催日時	令和 5 年 3 月 2 9 日 (水) 午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分		
開催場所	相模原市民会館 3 階 第 1 中会議室		
出席者	委 員	7 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	1 6 人 (まちづくり推進部長、麻溝台・新磯野地区整備事務所長、 事業計画班 北村総括副主幹、換地補償班 大谷総括副主幹、 整備班 角総括副主幹外 1 1 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1 地中障害物等の取扱方針について (諮問) 2 土地評価基準の一部改正について 3 土地評価基準細則の一部改正について 4 汚染土壌の確認された宅地の評価について 5 事業計画の変更について		

審 議 経 過

会議の開催に先立ち、先崎委員が令和4年11月18日付で辞職したことに伴い、予備委員である相陽建設株式会社 代表取締役 古橋裕一様が審議会委員となったことを事務局より報告した。

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。

1 地中障害物等の取扱方針について（諮問）

事務局より、諮問に基づき説明し、継続審議となった。

(田所委員) 地中障害物等の取扱方針の3(1)地中障害物の調査、ア 調査範囲と方法等に「今後の調査はレーダー探査を基本とする」、と記載があるが、次項にレーダー調査という文言があり混同するため、文言を統一するよう検討していただきたい。また、「地山が確認された場合はこの限りでない」とあるが、「場合は」の後に過去の条文との整合のため、カンマをつけた方がよい。地中障害物等の取扱方針の中で、宅地所有者や地権者という表記がされている、両者では対象となる範囲が異なるため、再度確認していただきたい。市が行おうとしている地中障害物等の取扱内容が、簡潔に表現されているかどうか、全体を通して再チェックしていただきたい。

(駒形委員) 同様の意見であり、地権者は権利を持つ全ての地権者を指すため、借地権者や資材置き場で借りている者など申告している者が含まれる。宅地所有者であれば、借地権者などは対象外となるため、対象者の範囲について、再度確認していただきたい。

(田所会長) 地中障害物等の取扱方針は最終的に縦覧を行うのか。全地権者に理解してもらう必要があると考えており、縦覧などをして策定すべきではないか。また、文章で説明している今の資料では理解が難しいため、図解などの資料を準備し、地権者に理解が得られるようにした方が望ましい。

(松枝所長) 地中障害物等の取扱方針については、土地区画整理法に定められている審議会の法定諮問事項では無いが、過去の経過や土地評価に大きく影響する内容であることを踏まえ、諮問事項として審議をお願いしている。事業計画の見直しの中で、地中障害物等の取扱いについては様々な課題があったが、地権者に過度な負担を強いないように整理してきた。今回審議していただき、答申後に施行者である市が決裁処理を行い、公表する予定である。

(田所会長) 地中障害物等の取扱方針により、地権者にとって不公平が無いように進めばよいが、事務局からの文章だけの資料では分かりづらく、判断できない。

(松枝所長) 文章のみの説明資料では地権者の理解を得られないため、分かりやすく図解などをつけた資料を別途作成して、地権者の皆様にお知らせをしたい。特に、地中障害物等が確認された地権者の方には土地評価がどう変更になるのか説明する必要があるため、個別に丁寧に説明し、理解を得られるように取り組みたい。

(駒形委員) 土地評価基準や土地評価基準細則もそうであるが、具体的な数字がまったく示されていないため、地権者が理解できない。私の方から提案があるため、審議会委員の中で検討してもらいたい。地中障害物を存置する場合の土地評価に関する情報提供を市に求めたい。市は具体的な説明を避けていると私は考えており、知られたら困るような事情があるのではと疑ってしまう状況である。市から資料を提供いただければ、私が細かく分析して情報を開示したい。提案を読み上げる。「施行者から、地中障害物が存在する場合の土地評価を大きく変更したいという提案がされている。土地評価基準や土地評価基準細則の条文について、施行者から従前従後の土地評価の説明がなされているが、土地評価基準等の変更が土地評価にどのように影響するかという、最も知りたい情報が開示されていない。当審議会は、地中障害物が存在する土地の評価が、土地評価基準等の変更前後でどのように変化するか事例をもって確認した上で、諮問への答申内容を判断すべきものと考え、施行者である市に対して次の資料提供を依頼することを提案したい。地中障害物がある場合を想定し、すでに地中障害物を掘り起こした実績の処分費等に基づいて、施行者に次の資料の提供を求める。筆を特定しないで、地積、地中障害物がない場合の平米あたり指数及び時価評価額へ換算するための係数及び時価評価額的前提条件を指定していただきたい。この前提条件について、次の3つを提起する。(1) 地中障害物が筆全体に2メートル程度の深さまで埋まっている場合、処分費がいくらになるのか。(2) 地中障害物の処理費用が当該土地の時価評価額の半額程度である場合、当初の評価と今回変更しようとしている評価でどう変わるのか。(3) 地中障害物の処理費用が当該土地の時価評価額を超える場合、当初の評価と変更後の評価でどう変化するか、3つの事例を数字で示してほしい。3つの事例ごとに、処理費用の全額を当該土地の評価から減じるという当初の土地評価基準で算定した土地評価と、施行者が改正を提案した土地評価で「平米あたり指数」がどう変化するか、それぞれの仮換地地積及び減歩率の試算を提供していただきたい。」数が少ないので、1週間程度あれば準備できる資料である。施行者から、地中障害物をめぐる土地評価に関する提案に対して、審議会は上記の資料の提供を求め、これを分析検証して、この変更が平米あたり

指数（単価）と仮換地地積、減歩率にどのように影響するかを正確に把握した上で、土地評価基準等の変更の是非を判断すべきものと考えます。

（田所会長）意見はあるか。議題2及び3に関連する事項になるが、そのまま継続して審議してよいか。

（駒形委員）そのまま審議を進めていただきたい。議題2及び3の内容を判断するために、市から資料を提供してもらった必要がある。以前に私がした提案を市は取り入れなかった経緯があり、当初の土地評価基準は理論的に成立しないものであったと考えている。

（田所会長）我々は市から資料の提供があったとしても内容について評価することは難しい。

（駒形委員）私が分析検証を行い、比較する資料を作成する。審議会委員で改めて審議して結論を出さないと、後々、審議会委員が地権者から非難を浴びることになる。私が審議会委員に対して提案している内容のため、松枝所長は結論が出るまで一切発言しないでいただきたい。

（田所会長）審議会として市に資料提供を要望する形でよいか。

（横田副会長）時間はどの程度かかるのか。

（駒形委員）資料の提供であれば、1週間程度あれば可能と思われる。

（松枝所長）今発言を止められているが、少し説明させていただく。土地の評価については、土地区画整理法で評価委員の意見を聴いて施行者が判断すべきものと定められており、審議会の法定諮問事項ではないため報告事項として提示している。地中障害物が確認された地権者に対してどれだけの負担を求めるかは、施行者が責任を持って判断すべきものと整理している。

（田所会長）これまでの審議会の中でも、地中障害物に関する地権者への費用負担について、具体的な根拠となるような数字は示されていない。

（古橋委員）このまま諮問を進めて、地権者に対して不利な決定となった場合、審議会に責任が問われる可能性はあるのか。そうであれば、慎重に判断する必要がある。

（駒形委員）事務局から土地評価基準及び土地評価基準細則は、施行者である市が決めることで審議会は関係ないと言っている。地権者から見たら、審議会委員は地権者の代表であり、何故見過ごしてきたのかと、矢面に立つ可能性もある。

（田所委員）同様の意見であり、審議会委員は選挙で選ばれている代表であるため、土地評価基準等の妥当性を判断し、変更となる基準の内容について理解する必要がある。

（駒形委員）土地評価基準に用いている地中障害物が確認された整理前の土地を評価する係数のやり方に疑問を持っている。例えば、地中から2メートルまでを対

象にして一定の係数を設定し、地権者ごとの処理費用の負担割合を算出しているが、地中障害物の確認された土地によって処理費用の金額は全く異なる。地中障害物が大量に確認された地権者の負担が少なくなるように設定されており、とても公平性のある状態ではない。

(田所会長) 駒形委員が分析検証し、審議会で改めて審議した後、最終的に地権者に公表するのか。それとも審議会の中で結論を出すのか。

(駒形委員) 事業計画は縦覧対象であるが、土地評価基準等は異なる。土地区画整理は国が監修した土地評価基準案があり、それをベースにして地区の特色に応じた基準を各自治体が定める。ところが、地中障害物の取扱いについては、案がないため、自治体が独自に作成するしかない。これまで私の提案を市が取り入れず、処理費用の全額を地権者に負担させる仕組みとなり、土地評価の価格よりも地中障害物の処理費用が高くなる地権者が出た。私から言わせれば、初めからそのようなケースが出るのは分かっていたことであり、矛盾だらけのまま進めてきて、今になって市の方から土地評価基準等を見直したいと提案されている。地中障害物の処理費用が高くなる地権者から反発が出るが、そういう人たちをなだめて引っ張っていくために、従前の土地評価基準だけで何とかしようとした。途中から地中障害物を掘削しないことにしたのであれば、今回の土地評価基準等を地中障害物の確認された地権者に対して評価を甘くするのではなく、適切な評価をした上で、同程度の地中障害物が確認された場所に換地すれば、土地の評価に関係無く、減歩率も平均程度に収まるはずである。地中障害物の処理費用で土地評価がほとんど無くなった地権者も、大甘の評価により、7割、8割程度の土地評価がされている。そういう人たちが、共同売却エリアを希望した場合、適切な土地評価をすれば土地の価値がほとんど残らない地権者が、7割、8割という土地評価のもとに売却できるというおかしな状況になっている。そのため、従前従後の土地評価、換地先の土地評価を対比させ、地中障害物の確認された人も確認されていない人も、全体の仕組みとして納得できるものを作り公表していく必要がある。市は、地中障害物が確認された地権者の土地評価をものすごく甘く設定し、地中障害物の確認されていない地権者は、当初から土地評価を変更しないため換地には影響無いという説明で切り抜けようとしている。

(田所会長) そうであれば、レーダー探査、掘削調査の結果は問題ないのか。

(駒形委員) 掘削調査からレーダー探査に切り換えた手法は問題無いと考えている。100ミリを超えるものは、レーダー探査で捕捉できるが、細かい地中障害物は捕捉することができない。そのため、レーダー探査のほかに、真ん中の1ヶ所だけ試掘すれば、より正確に確認することができる。

(横田副会長) 当初は地中障害物の処理費を全額地権者に負担させると土地が無く

なる地権者がいたため、土地区画整理法上、事業自体が成り立たなかった。それを解消するために、公金を投入して地権者の負担を軽減するというのが、今のやり方だと考えている。

(駒形委員) 今のやり方は度が過ぎている。また、具体的な数字がまったく開示されていない。

(田所委員) 係数の考え方の問題ではあるが、地中障害物が確認された地権者の処理費負担には大差があり公平性に疑問があるため、ある地権者は得をして、ある地権者は損をするような状況になっているのではないか。駒形委員の提案により分析検証した結果、土地評価基準等に問題の有無が確認できればよいのではないか。

(駒形委員) 私が提案した内容は、レーダー探査の結果ではなく、すでに掘削した実績から処分費用を算出し、土地評価基準等の変更でどう土地評価が変化するか数字として提示したいと考えているため、市に資料の提供を求める。その上で、改めて審議する必要がある。

(田所委員) 地権者全員から納得感を得ることは非常に重要である。納得感を得ないまま進めたら前回と同じように事業が行き詰ってしまう。駒形委員の提案により、そのリスクを下げることができるのであれば、私は提案内容に賛同する。このままの状態を進め、地権者の合意形成がとれなければ、さらに事業が長期化する可能性もある。市には計画通りに事業を進めてほしいため、駒形委員の提案を受け入れて改めて審議した方がよいと思う。

(古橋委員) 市に提案をした結果により、地権者から反対意見が出た場合、再審議にかなり時間を要するのではないか。

(駒形委員) 審議会として市の実務に関わる必要は無いが、最終的に納得できない地権者がいれば、その地権者が異議申し立ての手続きをすればよいのではないか。審議会に多少苦情が来たとしても、数字で比較した結果、この土地評価基準であれば問題無いと審議会が納得したものであればよいが、今の市の進め方だと土地の評価を定める際には審議会の意見は関係無いと言っているように思える。

(古橋委員) 地権者が納得せずに印鑑を押してくれないような状況になると事業が進まなくなるのでは。

(駒形委員) 施行者がどう考えるのか分からないが、最終的な責任は審議会委員がとる必要はなく、施行者である市にある。

(古橋委員) 市の職員は人事異動もあり、悪意を持ってやっている職員がいたら、審議会で決めたことなのでと在職している期間だけずるずるやって事業が進まないこともあり得るのではないか。区画整理の市施行の良さと悪さという面があるのではないか。

(駒形委員) それは、ここでだけでなく全国的に同じである。ただ、この難しさは地中障害物の取扱いについて正面から取り組んでいて、全国的にも初めてだと思う。

(田所委員) 市が作成した土地評価基準、土地評価基準細則の一部改正案も駒形委員の提案内容もどちらもリスクはあると思うが、この一部改正案のままで進めてしまう方が圧倒的にリスクが高い。

(駒形委員) 具体的な内容が開示されない状態で進めるのではなく、分析検証して問題があれば是正するように市に提案すべきだと考える。市から情報を開示してもらい、その中で議論して組み立てたものであればよいが、今の状況のまま進むと市が提案した内容をよく理解しないまま承諾したことになるので、責任追及される。

(松枝所長) 過去の経緯として地中障害物等の取扱方針を決定し、地中障害物の処理費用を全て地権者に負担させることが問題点となった。過去の経過として審議会に諮問答申をして決定しているため、決定した責任は審議会にあるのかと議会で問われたことがあるが、決定権は施行者である市にあり、判断した市に責任があると答えている。土地区画整理審議会は法定審議会であり、法定諮問事項については諮問答申という形をとらせていただくが、それ以外の事項は審議会に責任を負わせるような形ではなく、施行者である市が決定していきたい。また、市にとって都合の悪い情報を開示していないと意見があったが、事業再開にあたり隠し事は一切無い。事業が立ち止まりした際に、市が行った不正な係数操作などの隠蔽行為がこの事業の問題点とも指摘されているため、同じようなやり方は絶対にしない。当初の事業費は127億円であったが、地中障害物等の原因により総事業費が319億円となった。当初は127億円で工事が完成すると説明してきた市に責任はあると考えており、昨年5月の事業再開に係る説明会で、319億円の財源を確保する中で、地中障害物が確認されていない地権者の負担は増やさないこと、地中障害物が確認された地権者は、地表から2メートルまでを範囲として処理費を負担していただくと説明してきたため、2メートル以上の負担は求めないものとしている。不足する財源については、拠点整備のために市が必要と判断した事業のため、公金を投入して実施する。この提案に対して、423名の対象者に対して343名、約8割の方から回答をいただき、その内の94%の方から賛同をいただいております、このことから今回の提案をさせていただいている。

(田所会長) 言っていることは理解できるが、駒形委員の提案にあるように具体的な数字が提示されないと先に進めないのではないかと。審議会だけでなく、全地権者に一定の理解を得られるようにしなければならないと思う。

(駒形委員) まず現状を正確に把握するために、市に資料提供を求めている。資料

を基に分析検証することで、具体的な数字を算出し、今の状況がどうあるのか共通認識を持つことが必要である。

(横田副会長) 今の基準を地権者がそれぞれ納得してくれていることが前提であるが、公金を投入して土地が無くなってしまう人も、ある程度の負担ですむのであれば、このまま進めてもよいのではないか。

(松枝所長) 地中障害物が確認された地権者に対し、どのくらいの量が埋まっていたのか、土地の価値がどのくらい下がるのか、という説明を個別に1件ずつ実施している。地権者から様々な意見をいただいているが、換地申出書は約95%の地権者から提出があり、整理後の土地利用の意向はいただいているため、基本的には地中障害物の取扱いや土地評価基準等については理解を得られていると考えている。

(駒形委員) 審議会は個別の問題ではなく、全体の問題として考える必要がある。地中障害物が確認されていない地権者からすれば、地中障害物が確認された地権者の土地評価は、少ししか負担しない仕組みになっており、地中障害物の処理費用を一部だけ負担して換地されることになるが、地権者の多くはこの仕組みを知らない。

(横田副会長) 全地権者が分かるような内容になっているのではないか。

(駒形委員) 適切な情報は開示されていない。地中障害物が確認されていない地権者に対して、あなたの土地評価は変更ありませんとしか説明していないため、誰もよく理解していない。

(松枝所長) 駒形委員の提案は地中障害物が確認された地権者の費用負担をもっと引き上げるべきという提案であり、公金を投入することで、相模原市民が納得しないのではないかと危惧されていると思われる。

(駒形委員) それは全然違う。公金を投入することが全部問題だとは言わないが、やり方の度が過ぎると言っている。

(田所会長) 駒形委員の提案内容について、審議会としてどうするのか。

(横田副会長) 事業がまた進まなくなるのではないか。

(駒形委員) 今のまま進めば、いずれ止まることになる。

(横田副会長) 一地権者としては、多くの方も高齢になっているため、事業を早く進めていただきたい気持ちはある。もちろん不正があっては困るが、地権者が納得できる内容であれば、事業を進めることを優先してもらいたい。

(駒形委員) 今後の議会などでも、多額の公金をこの事業に使うため、当然地中障害物の件は課題になるのではないか。

(田所委員) 駒形委員の説明によると、資料提供は1、2週間程度あれば準備できる内容との発言があった。短期間で確認できる内容であれば、事業の遅延につな

がらないと考えている。分析検証し、具体的な数字を算出して比較することでリスクが低減されるのであれば、地権者の納得感がより多く得られると思う。

(駒形委員) 地中障害物への公金の投入が一定程度軽減できると思う。

(横田副会長) 一般の市民からしたら、何故この事業に多額の公金を投入するのかという意見はあると思う。ただ、これまで市が様々な調整の中で、この地区の発展のために公金を投入することを決断したと思っている。

(野口委員) 一地主者としても、審議会委員としても、今まで事務局に様々な報告と訂正を求めてきたが、ほとんど納得のいく回答を得られていない。駒形委員の提案のように、全地主者の了解を得られる形で進めた方がよい。

(横田副会長) もちろん、そう思う。

(野口委員) 駒形委員からの提案で、全地主者に納得できるように整理できるのであれば、やった方がよい。期間も10年以上経過しており、当初の計画と大幅にずれてしまっているため、多少の遅延に対しては地主者も納得してくれるのではないか。この事業は地主者の理解を得ないと進まないと思うが、地主者に情報開示しないまま進めていることが多い。

(田所会長) 駒形委員の提案を審議会として市に要求するのか。

(大木委員) 分析検証に時間を要さないのであれば、地主者が納得できるように具体的な数字を出していただき、議論はそれからだと思う。

(田所会長) では決をとる。

(駒形委員) まず審議会の会長宛に市から資料提供を行い、会長から私が資料を受け取り、分析検証する。表やグラフにして、分かりやすい資料を作成するため、その後に再度審議したい。

(角総括副主幹) 求められた資料は提供する。これまで地中障害物の確認された地主者に個別面談を行い、理解を得られるように進めてきた。地中障害物の処理負担を過度に求めないように進めてきたが、中には納得できない地主者もいた。そのような中、仮に地中障害物が確認された地主者の土地評価が甘すぎるという結論を審議会が出した場合、ここ数ヶ月かけて説明してきたことを、再度土地評価を見直し、処理費の負担割合が増加したと説明することになる。個別説明の時間も考慮すると、分析の作業は数週間で行えるかもしれないが、改めて説明を行うとなると多くの地主者から反発を受けることが想定できるため、事業の遅延につながってしまうと危惧している。

(駒形委員) 地主者に整理前と整理後の土地評価をした結果、換地面積、減歩率がどう変化するかは、実際に換地する場所を地中障害物が確認された量と同程度の換地先にすれば、減歩率も平均程度になると説明している。地主者にとって最終的に換地面積がどのくらいになるかが一番のポイントであり、市は評価委員の意

見を聴いて、土地評価基準等の内容を固める前に、先走って方向性を決めて進めてきていると考えている。当然、問題点があると判断できれば、土地評価基準等の内容を見直す必要性はある。最終的には、土地評価基準等により換地地積や減歩率にどう影響するかが重要であり、従前の説明だけでは不十分だと思う。従前地で地中障害物が確認された量と同程度の地中障害物が確認されている場所に換地すれば、ほぼ全体の平均減歩率に近いところで収まるように換地できる、という整理がつかうため問題無いと思う。

(松枝所長) 従前前後の土地評価で、換地地積がどのくらいになるのかということが、地権者の方が関心を持っていることは十分理解している。換地先がほぼ決まった段階で、その説明を令和5年の夏頃を目途にしたいと考えており、作業を進めるにあたって、地中障害物の確認された土地の評価方法や負担方法を決定しないと、先に進むことができない。令和4年5月に事業を再開し、概ねの地権者から賛同を得ることができたため、事業を再開している。市から資料を提供し、数字で比較することはできるが、地中障害物が確認された地権者の負担割合をさらに増やすとなると、個別説明や市内部の調整等、時間を多大に要することになり、事業の遅延につながってしまう。また、公金の投入額を減らすという形になった場合、足りない事業費は地権者に負担してもらうことになりかねない。

(駒形委員) 話が飛躍しすぎている。

(大木委員) まずは駒形委員が分析検証した結果で、改めて審議を行い検討する必要があるため、市の意見は改めて審議する際に言えばよい。

(田所委員) 土地区画整理法に照応の原則があり、様々な観点から検証して妥当な線を引き出すべきだ。

(田所会長) 審議会として正式に市に資料提供を求めるよう依頼したため、再度審議会を開くこととする。

(駒形委員) この後の議題について、事務局から一通り説明を行うのか。

(田所会長) 審議会の残り時間も少ない。この後の議題2、3、4については、駒形委員が作成する具体的な数字が無いと議論できないのではないかと。

(駒形委員) この後の展開によっては、土地評価基準、土地評価基準細則を最初から作り直す可能性もある。

(田所会長) 次回の審議会で議題2、3、4は報告してもらおう。

(大谷総括副主幹) では、関連事項として事業計画の変更について、説明させていただく。

(田所委員) 地中障害物等の取扱方針についての諮問事項に換地設計基準第17条に基づき審議会に意見を伺うとなっているが、明確な内容を確認したい。

(田所会長) 事務局より、諮問内容は法定諮問事項でないが、地中障害物等の取扱

いが換地設計に大きく影響するため諮問していると説明を受けている。

5 事業計画の変更について

事務局より、資料5に基づき事業計画の変更内容について説明し、報告を行った。

(田所委員) 令和6年度に再度事業計画の見直しを行うとあるが、今回の事業計画の変更で一括して変更しなかった理由を教えてください。また、2 変更内容の(2) ①～⑤までであるが、全てに実施期間を年度で表すとより分かりやすいと思う。具体的に年度という表記にすれば、より理解しやすい。(3) 資金計画の変更(収入)内のア国庫補助金にA事業、B事業、C事業と記載があるが、国庫補助金の項目について具体的に教えてください。

(北村総括副主幹) 実施期間の表記方法については資料修正のご指摘として理解した。A事業、B事業、C事業については国庫補助金の制度上の違いがある。まず、A事業は都市計画道路のような国が補助すべきものを基幹事業としている。B事業は関連社会資本整備と言われているもので、基幹事業と一体となって効果を高めるものである。C事業は効果促進事業と言われるもので、基幹事業や関連社会資本整備と一体となって、効果を高めるソフト事業に活用できるものである。事業計画を一括で変更しない理由は、現在、地権者の土地利用意向を確認しており、今後土地利用計画を変更するためであり、新たな土地利用計画に基づく事業計画変更は、令和6年度に改めて行う。

(田所委員) 今回の変更に関に合わないということで理解した。

(田所会長) 本日の議事録署名人は横田副会長と田所委員でお願いします。では本日はこれで終了とします。

以下の議題については次回の審議会にて審議することとなった。

議題2 土地評価基準の一部改正について

議題3 土地評価基準細則の一部改正について

議題4 汚染土壌の確認された宅地の評価について

以 上

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会規則第11条
第2項の規定により、ここに署名する。

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

第24回麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会委員出欠席名簿

	選出区分	氏名	備考	出欠席
1	土地所有者	野口 比壽		出席
2	土地所有者	大木 正		出席
3	土地所有者	田所 利一		出席
4	土地所有者	株式会社栄光メデイコ		欠席
		花岡 伸		
5	土地所有者	横田 廣司		出席
6	土地所有者	田所 昇司		出席
7	土地所有者	相陽建設株式会社		出席
		古橋 裕一		
8	学識経験者	駒形 正三	土地区画整理士	出席
9	学識経験者	常磐 重雄	弁護士	欠席